

徳島県告示第五百四十八号

令和二年徳島県告示第二百五十八号（港湾施設の概要を公示する件）の一部を次のように改正し、令和二年九月一日から施行する。

令和二年九月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

四中「六八〇メートル」を「八四三メートル」に改める。